五　取引の種類	二　会員等の自己の計算による取引又は委託者の計算による取引の別については、板寄せ取引を行う商品取引所にあっては、立会中に行われたものについては、記載すること。
六　限月	
七　会員等の氏名又は名称	三　番号については、商品取引所が、取引の申込みの成立を識別するために付している番号を記載し、取引の申込みの取消しの場合にあっては、当該取消しをした取引の申込みに付された番号を記載すること。ただし、板寄せ取引を行う商品取引所にあっては、番号を付しない場合のみ記載することで足りる。
八　会員等の自己の計算による取引又は委託者の計算による取引の別	四　売付け又は買付けの別、新たな取引の申込みの別及び取引の申込みの種類については、当該取引の申込みを行う取引の場合にあっては当該取引の申込みの別、取消しの場合にあっては記載し、取引の成立した取引の申込みについては当該成立した取引の申込みの別を記載すること。
九　取引の申込み、取引の申込みの取消し又は取引の成立の別	五　売付け又は買付けの別については、板寄せ取引を行う商品取引所にあっては、立会中に行われたものの売付け又は買付けの別を記載すれば足りる。
十　番号	六　新たな取引の申込み又は決済の結了に係る取引の申込みの別については、板寄せ取引を行う商品取引所にあっては、立会中に行われたものの申込みの別について記載すること。
十一　売付け又は買付けの別	七　取引所の業務規程その他の規則で定める取引の申込みの種類については、商品取引所にあっては、板寄せ取引を行う商品取引所にあっては、立会中に行われたものを可能な限り記載すること。
十二　新たな取引の申込み又は決済の結了に係る取引の申込みの別	八　取引の申込みの種類　取引の申込みに係る価格又は取引の申込みに係る対価の額（約定価格等（約定価格等の形成の過程において取引の申込みの取消しがあった場合にあっては、板寄せ取引を行う商品取引所にあっては、立会中に行われた取引の申込みの取消しがあった時点における仮約定価格等の暫定的な対価の額又は価格若しくは数値をいう。）を記載することで足りる。
十三　取引の申込みの種類	九　数量　取引所にあっては、板寄せ取引を行う商品取引所にあっては、立会中に行われたものの数量を記載すれば足りる。
十四　取引の申込み若しくは取引の申込みの取消しに係る価格又は成立した取引に係る対価の額若しくは約定価格等	
十五　数量	

別表第一の次に次の一表を加える。

別表第一の二（第四十八条関係）

書類の種類	記載事項	記載上の注意
大口建玉報告書	一　日付	一　限月ごとに区分して記載する場合には、当該限月までの期間の最短のものから最長のものの順序で記載すること。
	二　商品取引所名	二　限月については、限日取引の場合にあっては記載を要しない。
	三　商品市場	三　会員等の氏名又は商号若しくは名称については、これに代わるものを記載できる。
	四　上場商品構成物品又は上場商品指数の種類	四　委託者の氏名又は商号若しくは名称については、これに代わるものを記載できる。
	五　取引の種類	五　会員等の氏名又は商号若しくは名称については、委託者の計算による取引である場合にあっては、当該委託者から商品市場における取引等（商品清算取引を除く。）の委託を受けた会員等の氏名又は商号若しくは名称を記載すること。
	六　会員等の自己の計算による取引又は委託者の計算による取引の別	六　会員等の自己の計算による取引である場合にあっては、委託者の氏名又は名称を記載しないこと。
	七　会員等の自己の計算による取引又は委託者の計算による取引又は委託者の計算による取引	七　会員等又は非会員等の別については、委託者の計算による取引である場合であって、当該委託者が報告に係る商品市場において取引をする会員等である場合はその旨を記載し、会員等の自己の計算による取引である場合にあっては記載を要しない。
	八　会員等の氏名又は商号若しくは名称	八　住所及び当業者又は非当業者の別については、会員等の自己の計算による取引である場合にあっては会員等について、委託者の計算による取引である場合には委託者について記載すること。
	九　委託者の氏名又は名称	九　当業者又は非当業者の別については、報告に係る上場商品構成物品又は上場商品指数対象物品の売買等を業として行っている者を当業者として記載し、それ以外の者を非当業者として記載すること。
	十　会員等又は非会員等の別	十　建玉の数量の制限に係る特例措置の有無については、委託者の計算による取引である場合であって、商品取引所が当該委託者に対し当該商品取引所の業務規程その他の規則に定める建玉の数量の制限を超えて取引を行うことを認めている場合には、その旨を記載し、会員等の自己の計算による取引である場合にあっては記載を要しない。
	十一　住所	十一　建玉の数量については、一の会員等の自己の計算による取引であって決済を結了していないものの数量が別表第二の第一欄に掲げる商品市場ごと、同表の第二欄に掲げる限月ごとに、同表の第三欄に掲げる数量を超えている場合にあっては、報告に係る商品市場ごとに、同表の第四欄に掲げる建玉のすべての数量を上場商品構成物品又は上場商品指数に係る建玉の数量を記載すること。
	十二　当業者又は非当業者の別	十二　建玉の数量については、商品市場における取引の状況が第四十八条第四項各号のいずれかに該当する場合にあっては、報告に係る建玉の数量が第四十八条第四項各号の上場商品構成物品又は上場商品指数のすべての限月に係る建玉の数量を記載すること。
	十三　建玉の数量の制限に係る特例措置の有無	
	十四　建玉の数量	
	十五　売付け又は買付けの別	